

第42期定時株主総会招集ご通知添付書類

第 42 期 年 次 報 告 書

自 平成28年 1 月 1 日

至 平成28年12月31日

 **日本セラミック株式会社**

代表取締役社長 谷 口 真 一

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の概況及び決算の概要をご報告申し上げます。

平成29年3月

代表取締役社長 谷 口 真 一

企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国経済が堅調に推移しており、中国やアジアなどの新興各国の成長鈍化や、欧州経済の低迷があるものの全体としては緩やかな拡大となりました。一方で、為替や金融の状況は政治的な側面が大きく影響を及ぼしたことで不安定な動きとなりました。国内においては当連結会計年度中に急激に円高が進行したことから企業業績の悪化が懸念され、雇用が良好な環境となつてはいるものの消費に勢いはなく経済環境は横ばいとなっておりますが、米大統領選後の円安転換や、保護貿易発言などにより先行きの不透明感が増加しました。

この様な状況の中で当社グループでは、

- イ. 照明関連製品、家電向けセンサ製品の売上が増加しました。
- ロ. フェライト関連製品の不採算アイテム見直しにより売上が減少しました。
- ハ. 期間を通じて円高基調であったことに伴い外貨建ての売上高が円貨換算額で減少しました。
- ニ. 引き続き製造原価低減に関する活動を強化すると共に、採算を見込むことが難しくなった製品類の整理統合も行っております。

この様な活動と受注状況の結果、売上高は19,525百万円（前年同期比3.2%減）となりました。利益面におきましては、営業利益は原価低減活動や円高進行であったことによる売上原価の減少に伴い2,741百万円（前年同期比51.1%増）となりました。経常利益は、受取利息や為替差損により3,140百万円（前年同期比22.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は固定資産売却益の計上などにより2,106百万円（前年同期比22.1%増）となりました。

（2）資金の調達及び設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は574百万円となりました。また、当連結会計年度における所要資金は、自己資金で賄っております。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 39 期 (平成25年12月期)	第 40 期 (平成26年12月期)	第 41 期 (平成27年12月期)	第 42 期 (平成28年12月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	18,505	20,634	20,173	19,525
経常利益 (百万円)	2,422	2,577	2,571	3,140
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,449	1,632	1,724	2,106
1株当たり 当期純利益 (円)	61.39	70.22	74.77	88.32
総資産 (百万円)	55,411	58,479	56,771	55,315
純資産 (百万円)	43,084	46,167	44,473	48,245
1株当たり 純資産額 (円)	1,760.30	1,880.89	1,860.69	1,819.18

- (注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除き、単位未満を切捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。また、1株当たり純資産額は、発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(4) 対処すべき課題

経済活動が地球規模で行われる事によって、天災人災を問わず一地域の出来事が世界全体に影響を与えるようになってきていることや、低成長経済の中ではますます低価格化が好まれることもあり、事業環境は極めて厳しい状況となっております。この様な状況の中で存続していくには、市場が要求する新製品への取り組み及び用途の拡大に一層傾注し、より付加価値の高い製品の市場投入、世界的シェアの維持拡大、継続的なコスト削減とリスク分散可能な生産体制の構築が必要であり、また成長のためには当社コア事業とシナジー効果のある他社との事業・資本提携および買収、或いは新規事業分野への進出を加速化することも必要であると考えております。

① 生産体制

当社グループは、生産活動は顧客の要求を実現すると共に、当社へ利益をもたらす地域で行うことを基本に考えており、従来から海外生産に積極的に取り組んで参りました。その結果、現在の当社グループの生産の中心はフィリピン及び中国になっております。国内においては、これらの量産工場に移管する前の開発製品の生産体制の確立等を目指す工場を構築し、この工場を各量産工場のマザー工場として、車載関連製品の生産及び品質管理、並びにグループ全体の生産体制を強化しております。

② 新製品の開発

当社グループでは、市場での競争力を高めていくためにフェライト、セラミックの新材

質の開発、既存製品の改良新機種の開発、新製品の開発を常に続けており、そのために研究所及び事業部門の中に技術部署を設けております。技術部署は市場に直結する主要製品部門毎に設置し、顧客ニーズを汲み取りながら新製品の開発、改良に取り組んでおります。また、センサ等の当社製品を組み込んだモジュール品の開発を鋭意進め、市場に提供して参ります。研究所におきましては、現在の主要製品とは別に今後当社の核となる製品の開発に取り組んでおりますが、専門性の高い人材を広く確保する上で国内研究拠点の戦略的な配置を検討してまいります。

③ 営業体制

当社営業部門において、製品ごとに専門性を有した営業担当者を振り分けることで、営業・技術が一体となってお客様のグローバル化に伴うご要望に対応し、その満足度向上に資することで、収益の拡大を図って参ります。

④ 経営管理体制

当社グループでは、当社の投下可能な資本を如何にしてリターンの高い事業分野に投下し、継続的な成長を達成できるかが、当社企業価値の長期的な向上を図る上で重要な課題であると認識しております。ついては前述経営指標の達成を目指すと共に、投下資本利益率、資本コスト及びキャッシュ・フローを強く意識した経営管理を行っており、いわゆる企業価値経営を重視しております。

株主の皆様には今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成28年12月31日現在)

セラミックセンサ、フェライト、モジュール製品等の電子部品並びにその関連製品の研究開発及び製造販売を主たる事業として行っております。

(6) 主要な営業所及び工場等

(平成28年12月31日現在)

① 当社

本社テクニカルセンタ	鳥取県鳥取市
先進技術開発研究所	鳥取県鳥取市
南 栄 工 場	鳥取県鳥取市
東 京 営 業 所	東京都港区
大 阪 営 業 所	大阪市淀川区

② 主要な子会社

主要な営業拠点

NICERA HONG KONG LTD. (香 港)

NICERA AMERICA CORP. (アメリカ)

主要な生産拠点

昆山日セラ電子器材有限公司 (中 国)

NICERA PHILIPPINES INC. (フィリピン)

(7) 使用人の状況 (平成28年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,485 (2,057) 名	195名減 (341名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員、嘱託、パートタイマー、派遣社員及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
242(44)名	13名減(15名減)	42.1歳	15.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員、嘱託、パートタイマー、派遣社員及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

(平成28年12月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
NICERA EUROPEAN WORKS LTD.	1,466千英ポンド	100 %	当社及び関係会社の 製品の販売
昆山日セラ電子器材有 限公司	499,822千人民元	100	電子部品並びに関連 製品の製造販売
NICERA HONG KONG LTD.	150千香港ドル	100	当社及び関係会社の 製品の販売
NICERA AMERICA CORP.	100千米ドル	100	当社及び関係会社の 製品の販売
NICERA PHILIPPINES INC.	25,000千比ペソ	100	電子部品並びに関連 製品の製造
上海日セラ磁性器材有 限公司	134,026千人民元	90	電子部品並びに関連 製品の製造販売
上海日セラセンサ有限 公司	147,808千人民元	55	電子部品並びに関連 製品の製造販売
昆山科尼電子器材有限 公司	13,196千人民元	75	電子部品並びに関連 製品の製造
日セラ三和電器(蘇州) 有限公司	16,000千人民元	51	電子部品並びに関連 製品の製造販売

- (注) 1. 連結子会社は上記9社を含む11社であります。
2. 上海日セラ磁性器材有限公司は平成27年6月に生産活動を停止し実質的に休眠状態であります。
3. 昆山科尼電子器材有限公司に対する当社の議決権比率につきましては、上海日セラセンサ有限公司による間接所有割合であります。

(9) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の株式に関する事項(平成28年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 25,438,452株
 (自己株式873,950株を除く)
 (3) 株主数 4,707名
 (前期末比1,300名減少)
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
谷口興産有限会社	3,783千株	14.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,877	7.38
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,136	4.47
日セラ興産株式会社	1,113	4.38
株式会社山陰合同銀行	1,084	4.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,011	3.98
谷口 真一	776	3.05
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	655	2.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	590	2.32
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE- HCR00	562	2.21

- (注) 1. 当社の自己株式は、上表から除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 所有者別株式分布

区分	株主数	所有株式数	比率
	名	千株	%
個人・その他	4,392	4,751	18.06
政府・地方公共団体	—	—	—
金融機関	41	6,445	24.50
その他国内法人	69	5,110	19.42
外国人	169	8,358	31.77
証券会社	35	771	2.93
自己名義株式	1	873	3.32
合 計	4,707	26,312	100.00

(6) 所有数別株式分布

区分	株主数	所有株式数	比率
	名	千株	%
1 単元未満	291	9	0.04
1 単元以上	2,625	438	1.67
5 単元以上	557	319	1.21
10 単元以上	1,026	1,628	6.19
50 単元以上	72	437	1.66
100 単元以上	82	1,767	6.72
500 単元以上	12	905	3.44
1,000 単元以上	29	6,265	23.81
5,000 単元以上	12	13,666	51.94
自己名義株式	1	873	3.32
合 計	4,707	26,312	100.00

新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容

名称	平成24年3月29日取締役会決議
新株予約権の発行日	平成24年4月16日
新株予約権の数	170個
保有人数 当社取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 17,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額	1株につき 1,496円
新株予約権の行使期間	平成26年3月30日～ 平成29年3月29日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の行使時において、当社の取締役であることを要する。但し、取締役が任期満了により退任した場合は、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (平成28年12月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
* 谷口 真一	代表取締役社長	統括総務部、経営企画室担当	谷口興産有限公司 代表取締役社長 日セラ興産株式会社 代表取締役社長 昆山日セラ電子器材有限公司 董事長
* 広富 一隆	常務取締役	赤外線センサ事業部、開発事業部、電子部品品質保証部担当	
* 中川 健二	取締役	応用事業部、中国・香港担当	
* 谷田 明彦	取締役	車載品質保証部、NICERA PHILIPPINES INC.担当	NICERA PHILIPPINES INC. 代表取締役
* 近藤 純	取締役	特命営業部、NICERA EUROPEAN WORKS LTD.担当	NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 代表取締役
* 藤原 英機	取締役	モジュール事業部担当	
川崎 晴子	取締役		
市川 和人	取締役 (常勤監査等委員)		
田村 康明	取締役 (監査等委員)		田村康明法律事務所 弁護士 日本弁護士連合会選挙管理委員
瀬古 智昭	取締役 (監査等委員)		鳥取あおぞら法律事務所 弁護士
池原 浩一	取締役 (監査等委員)		池原公認会計士事務所 所長 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 監事

- (注) 1. 当社は、平成28年3月25日の第41期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、久留飛精敏、中尾修治郎、瀬古智昭及び池原浩一の各氏は、同日に任期満了により監査役を退任いたしました。また、同日をもって瀬古智昭及び池原浩一の各氏は監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。）に就任いたしました。
2. 取締役 田村康明氏は、平成28年3月25日（第41期定時株主総会の会日）に任期が満了し、同日をもって監査等委員に就任しています。
3. *印を付した取締役は、執行役員を兼務しております。なお、取締役兼務者以外の執行役員は、次の5名です。

福井 孝志、藤原 佐和子、鍾 立 群、本城 圭、
岩崎 克志

4. 取締役 川崎晴子氏は代表取締役社長の三親等内の親族であります。
5. 取締役 川崎晴子氏は金融機関に長年在籍していたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集、その他監査の実効性を図るため、監査等委員の市川和人氏を常勤監査等委員に選定しています。
7. 当社は市川和人氏、田村康明氏、瀬古智昭氏及び池原浩一氏との各氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合で、かつその職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額として当社に対し責任を負うものとしております。
8. 取締役の田村康明、瀬古智昭及び池原浩一の3氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
9. 取締役 田村康明氏は長年弁護士をされており、法律の専門家としての幅広い知識・経験等を有しております。取締役 瀬古智昭氏は公認会計士・弁護士として会計及び法律に精通しており、その専門的な知識を有しております。取締役 池原浩一氏は、公認会計士として会計事務に精通し、会計財務面から会計業務を判断できる能力を有しております。
10. 当社は、取締役 田村康明、瀬古智昭及び池原浩一の3氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

① 監査等委員会設置会社移行前（平成28年1月1日から第41期定時株主総会（平成28年3月25日）終結の時まで）

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	役員賞与	ストック・ オプション	
取締役 (うち社外取締役)	9 (0)	9 (0)	－ (－)	－ (－)	7名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	1 (0)	1 (0)	－ (－)	－ (－)	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	11 (0)	11 (0)	－ (－)	－ (－)	11名 (4名)

② 監査等委員会設置会社移行後（第41期定時株主総会（平成28年3月25日）終結の時から平成28年12月31日まで）

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	役員賞与	ストック・ オプション	
監査等委員でない 取締役 (うち社外取締役)	59 (－)	31 (－)	28 (－)	－ (－)	7名 (－名)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	8 (3)	6 (2)	1 (0)	－ (－)	4名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	67 (3)	37 (2)	30 (0)	－ (－)	11名 (3名)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含めております。なお、当社は、平成28年3月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成28年3月25日開催の第41期定時株主総会において年額160百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成3年3月28日開催の第16期定時株主総会において年額160百万円以内（ただし、使用人

分給与は含まない。)と決議いただいております。

5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年3月25日開催の第41期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成3年3月28日開催の第16期定時株主総会決議において年額40百万円以内と決議いただいております。
7. 役員賞与には当事業年度における役員賞与繰入額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- イ. 監査等委員である取締役 田村 康明氏は、田村康明法律事務所の弁護士であります。なお、当社と同法律事務所との間には特別の利害関係はありません。
- ロ. 監査等委員である取締役 瀬古 智昭氏は、鳥取あおぞら法律事務所の弁護士であります。なお、当社と同法律事務所との間には特別の利害関係はありません。
- ハ. 監査等委員である取締役 池原 浩一氏は、池原公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と同会計士事務所との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況

氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	監査等委員会出席回数
田村 康明	12回中11回	—	10回中9回
瀬古 智昭	12回中12回	3回中3回	10回中10回
池原 浩一	12回中12回	3回中3回	10回中10回

- (注) 1. 当社は平成28年3月25日開催の株主総会決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 中尾修治郎氏は平成28年3月25日の株主総会において、任期満了のため退任しています。

ロ. 取締役会、監査役会及び監査等委員会における発言状況

- ・田村 康明氏は、取締役会及び監査等委員会において、法務に関する観点より適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
- ・瀬古 智昭氏並びに池原 浩一氏は、取締役会、監査役会及び監査等委員会において、法務及び会計に関する観点より適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 優成監査法人

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、定款に会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該規定に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人との責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には賠償責任を法令が定める限度額までとする。

(3) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	17百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	－百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積の算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っ

ております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、業務を適正かつ効率的に行うため、会社法及び金融商品取引法の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に対応し、内部統制の整備・強化を進めて参ります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、連絡会議事録、稟議書、印鑑申請書及び経理関係資料等の重要資料は、法令及び社内文書管理規程に従い保存・管理し、必要となる関係者が閲覧できる体制とします。

ロ. 情報セキュリティポリシーに基づき、当社が保有する全ての情報資産の保護に努め、情報漏洩リスクに対して対策を講じることにより、常に社会からの信頼を得られる体制とします。

ハ. 個人情報については、法令及び当社プライバシーポリシーに基づき、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、個人情報の保護及び適正な管理方法について、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底管理します。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 稟議規程、売掛金（与信管理）規程等のリスクに関する社内規程は、必要に応じリスク管理の観点から見直します。
 - ロ. 投資リスクに関しましては、稟議規程に基づき投資部門が起案すると共に、管理部門、事業関連部門が意思決定に参加しリスクの軽減を図ります。内部監査室、関係会社管理室においては内部監査、関係会社の業務状況からリスクの洗い出し、また、その対策をまとめ社長へ報告すると共に、各事業部門に対して解決への助言を行います。
 - ハ. リスク管理規程により、当社及び関係会社グループにおいて、発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、並びに発生した場合の対応等について、的確な管理・運営を行います。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 執行役員制度を導入し取締役と執行役員との業務を極力分離し、取締役機能の強化、効率化を図ります。
 - ロ. 取締役会では重要事項の決定、取締役の実行状況の監督を行うほか、各事業部門長は毎月1回開催する月次報告会において、自事業部門の月別業務状況を取締役に報告、審議すると共に、毎朝行われる連絡会には取締役も参加し日常の業務状況を確認します。また、必要に応じて随時経営会議を実施し、経営の全般的執行についての方針並びに計画の立案、その他調査・検討・企

画・管理・連絡・調整等を行います。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会規程、経営会議規程、役員執務規程、職務権限規程、業務分掌規程等社内に定める個別規程によって各業務の手順を定めることにより、使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保します。
- ロ. 毎朝行われる連絡会に取締役を含む事業部門長が出席し、各事業部門の業務状況、問題点を協議し全社に水平展開できる体制をとります。
- ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、重大な法令及び社内規程の違反に関して発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
- ニ. 専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）に、業務の適法性につき相談し、その確保を図ります。
- ホ. 内部監査室においては、適正性確保の観点より社内規程への適合状況及び業務執行状況を確認します。
- ヘ. 市民社会に脅威を及ぼす反社会的勢力に対しては、一切の取引関係を遮断し、当社反社会的排除方針に基づき、警察及び暴力追放を推進する外部機関と連携して、組織一丸となって対応します。

- ⑤ 親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 関係会社管理室は、関係会社管理規程に基づき、当社及び関係会社グループの業務の適正性を確保するよう、関係会社での重要な投資案件については事前に当社の承認を受けてから行う等により、各社を管理します。
 - ロ. 会計監査人、監査等委員会、内部監査室及び経理部等関係者は、定期的に打ち合わせることで日頃から連携し、当社及び関係会社グループにおけるコンプライアンス体制、その他問題点の把握を行います。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助する使用人の設置を求めた場合、監査等委員と取締役が協議し使用人の設置を行います。監査等委員会を補助する使用人の人数、職位、他部署との兼務とするかどうかは監査等委員と取締役が協議し決定します。
- ⑦ 監査等委員会を補助する使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 監査等委員会を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、異動、懲戒、解雇については監査等委員会の事前の同意を必要とします。
- ⑧ 監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会を補助する使用人が監査等委員から指示を受けた場合は、その指示に基づき実行し、直接監査等委員会に報告するものとします。

⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

イ. 常勤の監査等委員である取締役は取締役会のほか月次報告会、毎朝行われる連絡会等の社内諸会議に出席します。

ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告すると共に、監査等委員会からその業務の執行に関して報告、資料の提供等を求められた場合は、速やかに対応するものとします。

ハ. 監査等委員会は稟議書、その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対してその説明を求めることができます。

ニ. 監査等委員は定期的に監査等委員会において、会計監査人からの監査報告を受けるほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の執行に関して監査等委員会に報告すべき事項等の監査状況について、情報・意見交換を行います。

⑩ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受

けないことを確保するための体制

法令及び社内規程違反行為、財務報告の信頼性に重大な影響を与える行為、企業倫理違反行為、その他会社の社会的信用を失墜及び低下させる行為につき、これを早期に把握し是正を図るため、監査等委員会がこれを発見した者から報告を受けられることができるよう、内部通報規程を整備しています。なお、監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告を行ったことを理由としたいかなる不利益な処遇を行ないません。

- ⑪ 監査等委員の当該職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務の執行について当社に対し会社法399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当社内規程とも照らし合わせ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、同規程に基づき、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は内部監査室、会計監査人と連携し情報を共有し、迅速に問題点を把握していく体制とします。
- ロ. 監査等委員会にて承認された監査等委員監査計画に基づき、当社及び関係会社グループ全体に対して監査が行われるにあたり、取締役（監査等委員

である取締役を除く。) 及び使用人は資料提出等これに協力します。

- ハ. 監査等委員会は代表取締役と定期的に懇談し、当社及び関係会社グループにおける業務執行の適正性確保、並びにコンプライアンス体制、その他問題点の確認のため、意見交換を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役は、執行役員制度導入による取締役機能の強化から、法令、定款、社内規程に則って職務を遂行しております。当事業年度においては、取締役会を12回、月次報告会を12回、連絡会を毎朝開催しております。

② コンプライアンス

会計監査人、監査等委員、内部監査室等関係者により、コンプライアンスの観点から定期的に打ち合わせております。当事業年度においては四半期ごとのほか、必要に応じて随時開催しております。また、未然に法令違反を防止するため、内部通報制度を設けております。

③ リスク管理

リスク管理規程等リスクに関する規程に基づき、的確な管理運営を行っております。

当事業年度においては、当社及び関係会社グループに係るリスクに対して、月次報告会等にて各社からの報告内容を取締役が確認するほか、重要な投資案件については、取締役会に諮り協議しております。

④ 監査等委員の職務執行

監査等委員会設置会社移行後に監査等委員会が定めた監査計画に基づき、監査等委員が取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監視するほか、内部統制の整備運用状況に関して、監査等委員会にて各監査等委員が情報交換を行い、会計監査人、内部監査室と定期的に打ち合わせております。

当事業年度においては、監査役会を3回、監査等委員会を10回、会計監査人との定期打ち合わせを四半期ごとに、内部監査室とは必要に応じて随時開催し、監査等委員（監査等委員会設置会社移行前においては社外監査役）による往査を実施しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の向上に努め、事業の発展の基礎となる財務体質の強化、今後の投資のための内部留保の充実を進めると共に、株主各位へは経営環境を配慮して按分した利益配分を行うこととしております。

この方針に基づき決算状況を勘案した適切な株主還元の実行を行っていき、従来から株式分割、増配、記念配当、自社株購入等を適宜実施して参りました。

内部留保金につきましては、企業価値を更に高めるため、新製品の開発、製品改良、生産設備の合理化等に投資して参ります。

当期の期末配当金につきましては、上記方針を踏まえ普通配当を1株当たり40円、株主還元の一環として特別配当を1株当たり10円、合わせて1株当たり50円としております。

期末配当金に関するお知らせ

① 期末配当金

1株につき50円（うち特別配当10円）

② 期末配当金の基準日 平成28年12月31日

③ 支払開始日 平成29年3月9日（木曜日）

④ 配当原資 利益剰余金

（本事業報告中に記載の金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては表示単位未満を四捨五入しております。）

連結貸借対照表 (平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	43,280	流動負債	3,538
現金及び預金	32,215	支払手形及び買掛金	2,589
受取手形及び売掛金	4,410	設備関係支払手形	23
たな卸資産	5,767	未払金	328
繰延税金資産	217	未払法人税等	265
その他	670	賞与引当金	21
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	30
		その他	280
固定資産	12,034	固定負債	3,531
有形固定資産	9,920	新株予約権付社債	3,095
建物及び構築物	5,066	退職給付に係る負債	182
機械装置及び運搬具	1,356	繰延税金負債	218
土地	3,191	その他	35
建設仮勘定	100	負債合計	7,070
その他	205	(純資産の部)	
無形固定資産	482	株主資本	44,104
土地使用権	453	資本金	10,241
その他	29	資本剰余金	12,581
投資その他の資産	1,632	利益剰余金	22,669
投資有価証券	1,582	自己株式	△1,388
出資金	0	その他の包括利益累計額	2,172
その他	142	その他有価証券評価差額金	413
貸倒引当金	△92	為替換算調整勘定	1,616
		退職給付に係る調整累計額	142
		新株予約権	10
		非支配株主持分	1,957
		純資産合計	48,245
資産合計	55,315	負債・純資産合計	55,315

連結損益計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		19,525
売上原価		14,546
売上総利益		4,979
販売費及び一般管理費		2,237
営業利益		2,741
営業外収益		
受取利息及び配当金	437	
受取地代家賃	82	
貸倒引当金戻入額	0	
その他	48	569
営業外費用		
為替差損	111	
賃貸収入原価	41	
売上債権売却損	11	
その他	4	170
経常利益		3,140
特別利益		
固定資産売却益	31	
投資有価証券売却益	27	
新株予約権戻入益	0	59
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	35	
事業構造改善費用	213	256
税金等調整前当期純利益		2,943
法人税、住民税及び事業税	728	
法人税等調整額	90	819
当期純利益		2,124
非支配株主に帰属する当期純利益		17
親会社株主に帰属する当期純利益		2,106

連結株主資本等変動計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計
当期首残高	10,241	12,037	21,931	△5,261	38,949
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,361		△1,361
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,106		2,106
自己株式の取得				△715	△715
自己株式の処分		543		4,588	5,132
その他			△7		△7
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額 (純額)					
連結会計年度中の変動額 合計	-	543	738	3,873	5,155
当期末残高	10,241	12,581	22,669	△1,388	44,104

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当期首残高	433	2,885	△57	3,261	33	2,228	44,473
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,361
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,106
自己株式の取得							△715
自己株式の処分							5,132
その他							△7
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額 (純額)	△20	△1,268	199	△1,089	△23	△270	△1,383
連結会計年度中の変動額 合計	△20	△1,268	199	△1,089	△23	△270	3,772
当期末残高	413	1,616	142	2,172	10	1,957	48,245

独立監査人の監査報告書

平成29年2月17日

日本セラミック株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 須永真樹 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士 陶江 徹 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士 柴田直子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本セラミック株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本セラミック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,043	流動負債	3,033
現金及び預金	17,840	支払手形	1,195
受取手形	283	設備関係支払手形	23
売掛金	2,578	買掛金	1,168
電子記録債権	1,260	未払金	189
たな卸資産	3,063	未払費用	96
繰延税金資産	150	未払法人税等	240
関係会社短期貸付金	200	前受金	14
未収入金	373	預り金	48
その他	313	賞与引当金	21
貸倒引当金	△20	役員賞与引当金	30
		その他	5
固定資産	19,575	固定負債	3,498
有形固定資産	6,861	新株予約権付社債	3,095
建物	3,328	繰延税金負債	239
構築物	11	退職給付引当金	127
機械及び装置	192	その他	35
車両運搬具	6	負債合計	6,531
工具、器具及び備品	34	(純資産の部)	
土地	3,191	株主資本	38,663
建設仮勘定	95	資本金	10,241
無形固定資産	27	資本剰余金	12,581
ソフトウェア	25	資本準備金	11,854
電話加入権	1	その他資本剰余金	727
その他	0	自己株式処分差益	727
投資その他の資産	12,687	利益剰余金	17,228
投資有価証券	1,582	利益準備金	224
関係会社株式	344	その他利益剰余金	17,003
出資金	0	固定資産圧縮積立金	351
関係会社出資金	9,532	別途積立金	12,322
関係会社長期貸付金	1,200	繰越利益剰余金	4,330
その他	121	自己株式	△1,388
貸倒引当金	△92	評価・換算差額等	413
		その他有価証券評価差額金	413
		新株予約権	10
資産合計	45,619	純資産合計	39,087
		負債・純資産合計	45,619

損益計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		16,819
売上原価		14,272
売上総利益		2,547
販売費及び一般管理費		1,122
営業利益		1,424
営業外収益		
受取利息及び配当金	320	
受取地代家賃	82	
貸倒引当金戻入額	0	
雑収入	19	422
営業外費用		
為替差損	240	
たな卸資産除却損	41	
賃貸収入原価	41	
売上債権売却損	11	335
経常利益		1,511
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	27	
新株予約権戻入益	0	33
特別損失		
固定資産除却損	17	
関係会社出資金評価損	111	128
税引前当期純利益		1,417
法人税、住民税及び事業税	505	
法人税等調整額	69	575
当期純利益		842

株主資本等変動計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	10,241	11,854	183	12,037	224	360	5	12,322	4,834	17,746	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当									△1,361	△1,361	
当期純利益									842	842	
固定資産圧縮積立金の取崩						△9			9		
特別償却準備金の取崩							△5		5		
自己株式の取得											
自己株式の処分			543	543							
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)											
事業年度中の変動額合計			543	543		△9	△5		△504	△518	
当期末残高	10,241	11,854	727	12,581	224	351		12,322	4,330	17,228	

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△5,261	34,764	433	433	33	35,232
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,361				△1,361
当期純利益		842				842
固定資産圧縮積立金の取崩						
特別償却準備金の取崩						
自己株式の取得	△715	△715				△715
自己株式の処分	4,588	5,132				5,132
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)			△20	△20	△23	△43
事業年度中の変動額合計	3,873	3,898	△20	△20	△23	3,854
当期末残高	△1,388	38,663	413	413	10	39,087

独立監査人の監査報告書

平成29年2月17日

日本セラミック株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	須永真樹	㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陶江徹	㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士	柴田直子	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本セラミック株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会では、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第42期事業年度における取締役の職務執行について監査を行いました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月20日

日本セラミック株式会社 監査等委員会

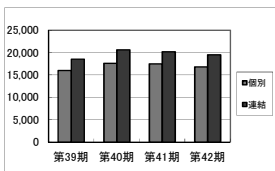
常勤監査等委員	市川和人	㊟
監査等委員	田村康明	㊟
監査等委員	瀬古智昭	㊟
監査等委員	池原浩一	㊟

(注) 監査等委員 田村康明、瀬古智昭及び池原浩一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

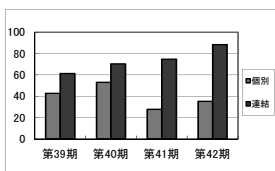
最近の業績の推移

■ 個別 ■ 連結

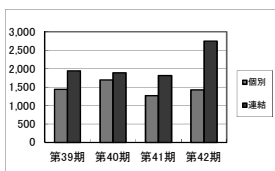
売上高(百万円)



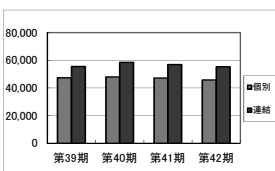
1株当たり当期純利益(円)



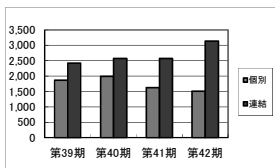
営業利益(百万円)



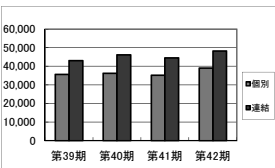
総資産(百万円)



経常利益(百万円)



純資産(百万円)



株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	
定時株主総会・期末配当	毎年12月31日
中間配当	毎年6月30日(注)
その他必要がある場合、あらかじめ公告する一定の日	
(注) 剰余金の配当につきましては、当社は従来から年1回期末配当のみを実施しております。	

株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

インターネットホームページURL	http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
1単元の株式数	100株
公告方法	電子公告により、下記の当社ホームページに掲載致します。ただし、電子公告によることのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載致します。
ホームページアドレス	http://www.nicera.co.jp/
上場金融商品取引所	東京証券取引所 市場第1部

◆住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出下さい。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出下さい。

◆期末配当金の支払について

第42期期末配当金は、平成29年2月10日開催の取締役会において、剰余金の配当について決議し、期末配当金に関しましては、1株につき50円(うち特別配当10円)、支払開始日を平成29年3月9日としてお支払いすることを決議しております。

期末配当金は、「第42期期末配当金領収書」により、払渡し期間(平成29年3月9日から平成29年4月10日まで)内に、最寄りのゆうちょ銀行全国本店及び出張所並びに郵便局(銀行代理業者)にてお受け取り願います。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をご確認下さい。

◆**上場株式等の配当等に係る10%（所得税7%、住民税3%）軽減税率の廃止について**

2014年1月1日から上場株式等の配当等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）は廃止され、本来の税率である20%（所得税15%、住民税5%）となりました。

また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間（25年間）は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が施行されており、その所得税額に対して2.1%が『復興特別所得税』として課税されています。

そのため、株式等の配当等もその源泉所得税を徴収する際に「復興特別所得税」が併せて徴収されています。

【上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率について】

配当等の支払開始日	2014年1月1日～2037年12月31日	2038年1月1日～
上場株式等の配当等の税率	20.315% <small>〔内訳〕 所得税(15%) + ※復興特別所得税(0.315%) 住民税(5%)</small>	20% <small>〔内訳〕 所得税(15%) 住民税(5%)</small>

※15%×復興特別所得税率2.1%=0.315%（2014年1月時点の情報をもとに作成しています。）

（ご参考）

◎上場株式等の配当等の源泉徴収に係るご留意事項

- ・個人の株主様で発行済株式総数の3%以上の株式等をご所有される場合の所得税率は、20.42%（所得税20%+※復興特別所得税0.42%）となります。
 ※20%×復興特別所得税率2.1%=0.42%
 なお、住民税につきましては、別途お手続きが必要となります。
- ・配当等をお受け取りになる方が、法人の場合には住民税は課税されません。

◎「復興特別所得税」に係るご留意事項

- ・所得税が非課税または免除となる場合や租税条約の適用により国内法に規定する税率以下となる場合につきましては、復興特別所得税は課税されません。
- ・配当金等のお受け取り方法が株式数比例配分方式の場合の税額等につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせ下さい。

その他詳細につきましては、所轄の税務署等へご確認下さい。

◆**決議通知について**

当社では従来から地球環境等に配慮し省資源化を推進しており、その一環として第38期定時株主総会から決議通知につきましては、従来のハガキの発送に代えて当社ホームページで開示することに致しました。

何卒ご理解賜りますようお願い致します。

当社へのお問い合わせは
 日本セラミック株式会社
 社長室または総務部まで
 TEL (0857) 53-3600
 FAX (0857) 53-3676
 E-mail nicera@nicera.co.jp

当社の情報はインターネット
 でご案内しております。
 ホームページ
<http://www.nicera.co.jp/>

MEMO

MEMO

MEMO



再生紙を使用しています

地球環境に配慮した大豆油インキを使用しています